

# 令和6年度大分県献血推進計画

## 1 目 的

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の趣旨に鑑み、令和6年度の献血により確保すべき血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定める。

## 2 計画の期間

令和6年4月1日から1年間

## 3 令和6年度献血確保目標量

令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量は、県内医療機関へ供給が見込まれる輸血用血液製剤と国から示された原料血漿確保目標量を勘案して、次のとおり定める。

令和6年度必要な献血者数（血液量）

		献血者数（人）	血液量（L）
全 血 献 血	200mL献血	215	43
	400mL献血	34,582	13,833
	計	34,797	13,876
成 分 献 血	血漿	8,513	4,906
	血小板	4,519	2,522
	計	13,032	7,428
総 数		47,829	21,304

## 4 血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

### （1）献血に関する普及啓発活動等の実施

市町村及び採血事業者等の協力を得て、より多くの住民に献血に参加していただくために、地域の実情に応じた啓発活動を行うことにより、献血への関心を高める必要がある。

特に、10代～30代の若年層の献血者が年々減少しているため、若年層の献血への理解の浸透及び献血体験の促進に組織的に取り組むとともに、より効果的な啓発活動を行うことが重要である。

また、住民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について、正確な情報を伝える必要がある。さらに、各種の普及啓発を実施するとともに、献血者等の意見を踏まえ、その手法等の改善に努めることが必要である。

これらのことを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

#### ① 「愛の血液助け合い運動」等の実施

7月に「愛の血液助け合い運動」、12月に「学生クリスマス献血キャンペーン」、翌年の1～2月に「はたちの献血キャンペーン」を実施し、献血への理解と協力を求める。

- a 街頭広報
- b ポスターの掲示及び啓発品による普及啓発
- c 路線バス車内及びバス総合案内所での啓発
- d 各種広報媒体を用いた普及啓発

#### ② 大分県学生献血推進協議会による献血の啓発（委託事業）

県内の大学・短期大学・専門学校等の学生により組織する大分県学生献血推進協議会に、若年層が献血への関心を深めるための普及啓発事業を委託する。

- a 学生献血応援団（サポーター）の実施
- b 「学生クリスマスキャンペーン」、「はたちの献血キャンペーン」及びリレーフォーライフにおける献血啓発
- c 学内献血での啓発
- d 街頭献血場所における若年層への呼びかけ

#### ③ 複数回献血の推進

年間1回のみでの献血者が全献血者の7割程度を占めていることから、年2回以上の協力が得られるよう、ラブラッド（旧複数回献血クラブ）会員の新規登録者数の増強を図る。また、会員登録者には、血液の不足が予測される時期や特定の血液型が必要な場合にリアルタイムに協力を呼びかけるとともに、献血情報を随時発信する。さらに、原料血漿の必要量が増加傾向にあることを踏まえ、ラブラッドを活用したWeb予約を積極的に推進し、成分献血の増強を図る。

#### ④ その他若年層献血者及び新規献血者の拡大

- a 各種学校、企業及び団体等を対象とした「献血セミナー」の推進

県内の高等学校や企業・団体へ向けて、採血事業者が行う「献血セミナー」の周知を図る。「献血セミナー」の受講により、若いうちから献血への理解を深めてもらうことで、将来の献血者の確保に繋げる。

- b 学校献血の推進

関係団体と連携して、高校生・学生等が多く集まる学校に献血バスが配車できるよう協力を依頼し、若い世代が献血に触れる機会を提供することで献血を身近に感じてもらえる環境作りを推進する。

c SNS等を活用した若年層献血の推進

若年層が頻繁に活用するツールを用いて献血情報を送り、新規開拓を図る。

## (2) 献血推進組織の育成及び連携強化

### ① 市町村の献血推進体制の強化及び地域における連携強化

a 市町村、保健所及び保健部献血担当者会議・研修会の開催

献血の現状、今後の献血推進にかかる計画や事業を説明するとともに、課題解決に向けた討議を行い、スキルアップを図る。

b 献血推進地域連絡会等の開催

地域ごとの献血協力団体等の関係者と問題点の提議や情報交換の場が必要な場合は、連絡会を開催する。

### ② 大分県学生献血推進協議会の育成

協議会会員に対して研修会を開催し、若年層の献血への理解と関心を高める。

### ③ 献血功労団体等の表彰等

献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体及び個人に対し、厚生労働大臣表彰等の推薦を行い、伝達式を行う。

また、献血実績が特に優秀で他の模範となる団体へ知事表彰等を行い、継続した協力体制を確保する。

a 厚生労働大臣表彰状

b 厚生労働大臣感謝状

c 知事表彰状

d 知事感謝状

### ④ 献血推進協議会の開催

献血制度に関する広報を行い、献血思想の普及を図る。また、血液の需給計画及び採血計画の策定を図り、血液事業の適正な運営を確保する。

## 5 献血の推進に際し、配慮すべき事項

(1) 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧な対応を心がけ、不快の念を与えることがないように、職員の教育訓練の充実強化を図る。また、献血者の意見・要望を把握し、これを踏まえて、献血受入体制の改善に努めることが必要であり、県はこれを支援する。

(2) 県は、採血事業者による献血の受入れが円滑に行われるよう、採血場所の確保等に関し、必要な措置を講ずる。

(3) 採血事業者は、必要な時に安全で良質な血液を確保するため、献血者の意向を踏

まえ、その登録を依頼することが必要である。また、県は、各市町村及び保健所に献血者登録制度推進員を配置し、本制度に協力する。

- (4) 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を充分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。

## **6 その他献血の推進に関する重要事項**

- (1) 県は、採血事業者による献血受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じて、献血推進施策の見直しを行う。
- (2) 県は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握したうえで、様々な媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行う。また、血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。
- (3) 県は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても献血が確保されるよう、採血事業者が行う安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策、様々な広報手段を用いた献血への協力呼びかけについて支援を行う。